

岐阜県 地球温暖化防止・気候変動適応計画の 改定の背景及び概要

令和4年2月
岐阜県環境生活部
環境管理課



<計画改定の背景>



1 「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた動き

- 国では地球温暖化対策推進法の改正、地球温暖化対策計画及び気候変動適応計画の改定、地域脱炭素ロードマップの策定等、脱炭素の動きを加速化
- こうした国の動きを踏まえ、来年度の「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」改定に向け、県として重点的に取り組む9分野を設定

国の動き

- ①「地球温暖化対策推進法」の改正（2021.5）
 - ・2050カーボンニュートラルを目標として規定
 - ・排出抑制のための施策（4つのカテゴリ）に関する目標の設定
 - ・市町村の促進区域の設定に関する基準

- ②「地域脱炭素ロードマップ」の策定（2021.6）
 - ・7分野・8つの重点対策を実施
 - 再生エネ、住宅・建築物、まちづくり・交通・観光、産業（商工業・農林水産業）、循環経済、自然の力を活かした脱炭素、インフラ

- ③「地球温暖化対策計画」の改定（2021.10）
 - ・2050カーボンニュートラルを目標として規定
 - ・2030温室効果ガス削減目標の決定（国全体46%）

- ④「気候変動適応計画」の改定（2021.10）
 - ・最新の科学的知見（IPCC報告書等）を勘案した追加等

区域施策編の改定事項

- 排出抑制のための施策（4つのカテゴリ）に関する目標の設定
- 市町村の促進区域のための県環境配慮基準の設定
- 地域脱炭素ロードマップの7分野をベースに岐阜県として重点的に取り組む9分野を整理（本部員会議にて決定）
 - 再生可能エネルギー、住宅・建築物、まちづくり・交通・運輸、商工業・観光、農畜水産業、森林・林業、循環経済、社会インフラ、普及啓発・県民運動
- ・この9分野を県全体計画改定の骨子と想定し、各分野の取組みを最大限加速化
- ・来年度の計画改定を先取りし、2022年度から可能な限り早期対応を実施
- 「県全体計画」の改定（2022年度中）
 - 2030削減目標の見直し（33%→46%以上）
- 適応策の追加等

①「地球温暖化対策推進法」の改正

<国の動き>

■都道府県の地方公共団体実行計画制度の拡充

(1) 都道府県は、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする(第21条第3項)

(施策のカテゴリ: ①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成)

(2) 都道府県は、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、省令で定めるところにより、**市町村が定める促進区域の設定に関する基準を定めることができる**(第21条第6項及び第7項)

<県の対応>



(1) ①～④のカテゴリのうち、**施策の実施に関する目標が定められていないものについて、新たに設定する必要がある**
(2) 市町村が定める促進区域のための**県環境配慮基準を設定することができる**

○地球温暖化対策推進法（地方公共団体実行計画等）

第二十一条（略）2（略）

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の等を行うための施策削減に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
- イ 地域の環境の保全のための取組
- ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

6 促進区域は、**環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする。**

7 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。

8～17（略）

②「地域脱炭素ロードマップ」の策定

③「地球温暖化対策計画」、④「気候変動適応計画」の改定

<国の動き>

■「地域脱炭素ロードマップ」の策定による7分野・8つの重点対策を実施

■「地球温暖化対策計画」の改定による2030年度の温室効果ガス削減目標の変更

- ・2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比26%→**46%**へ変更
- ・その達成のための施策の追加

■「気候変動適応計画」の改定

- ・「気候変動適応計画」を勘案した地域適応計画の策定・実施

<県の対応>



・「地域脱炭素ロードマップ」の7分野をベースに重点9分野に再整理

・「地球温暖化対策計画」に即した計画とする必要があるため、**削減目標の見直し及び追加施策の検討**が必要

・「気候変動適応計画」を勘案し、適応策についての**内容を更新**

○地球温暖化対策推進法（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、**地球温暖化対策計画に即して**、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～17（略）

○気候変動適応法（地域気候変動適応計画）

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、**気候変動適応計画を勘案し**、地域気候変動適応計画（その区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

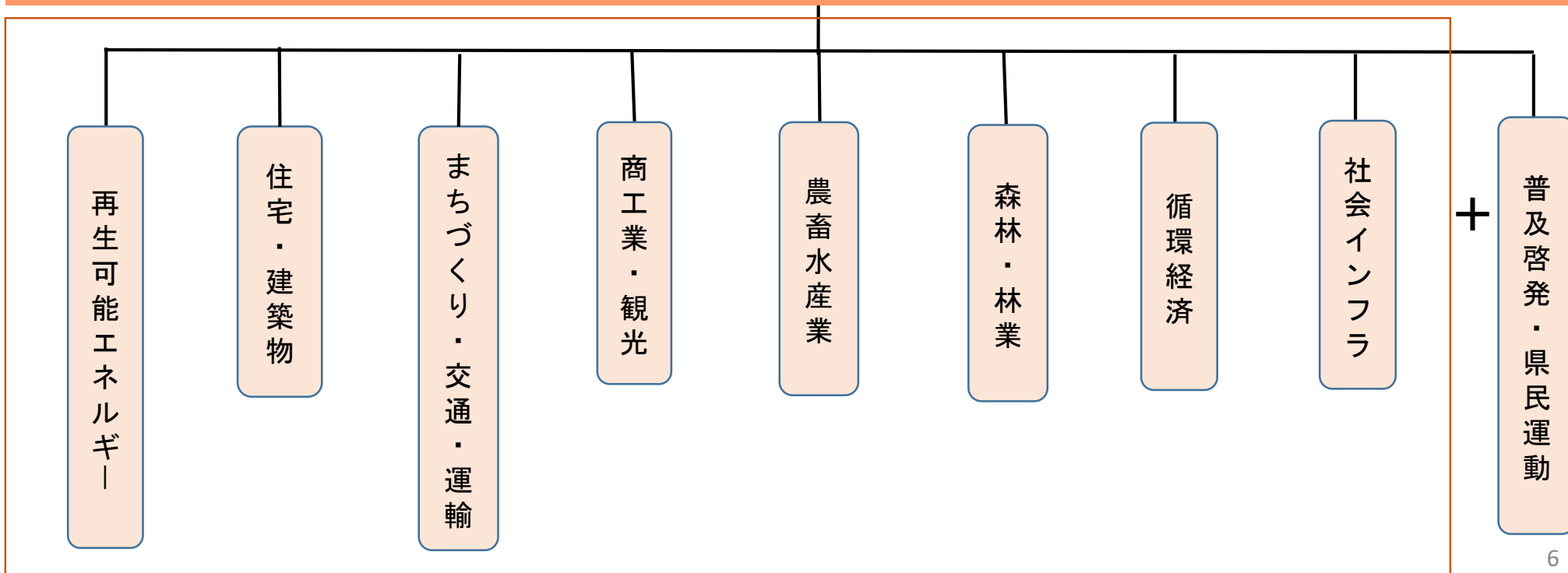
2 重点9分野の設定 【本部員会議※における決定事項】

取組み方針

※岐阜県温室効果ガス排出抑制推進本部員会議(令和3年11月)

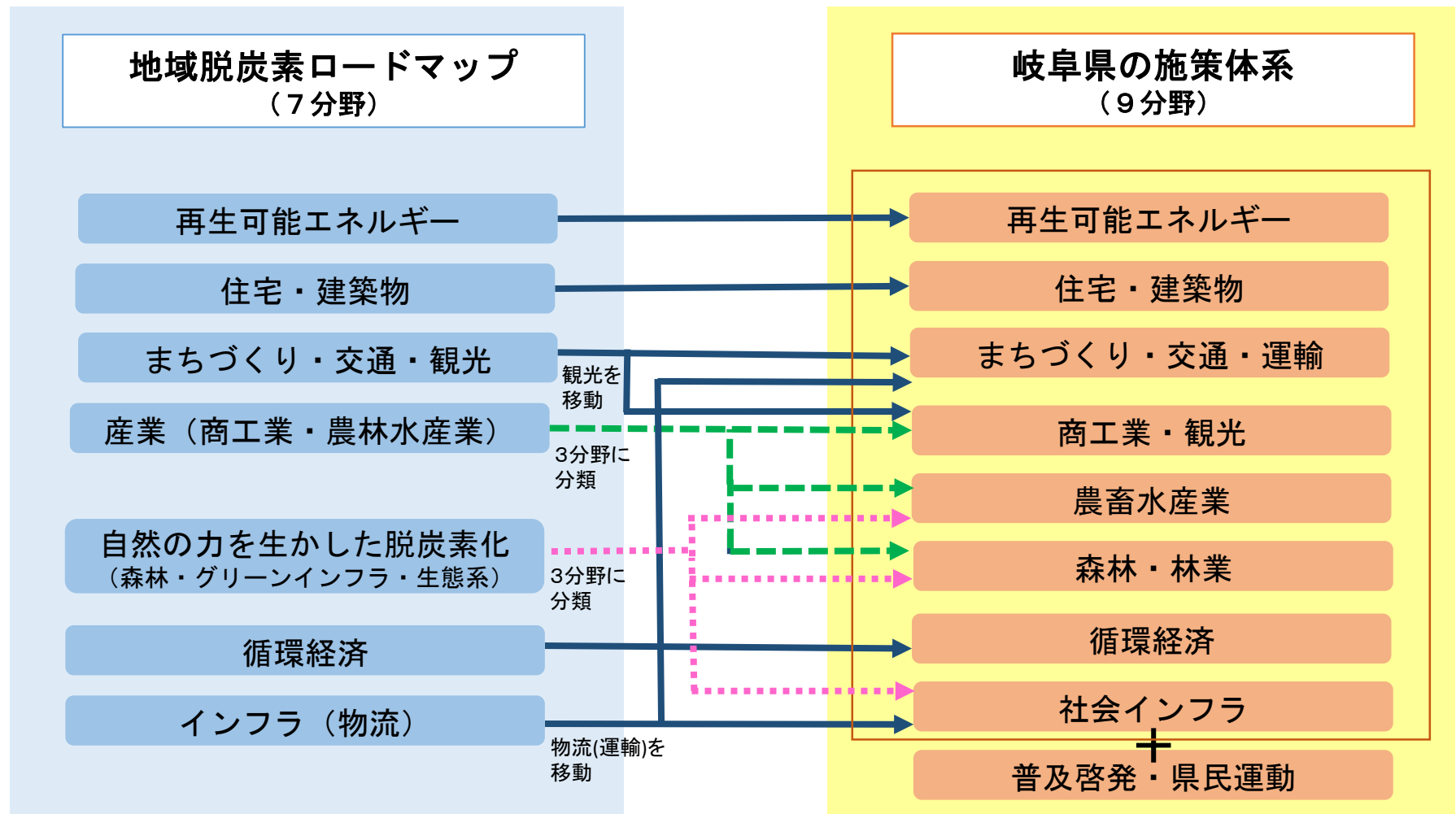
- 国が「2030年度に2013年度比46%減」との目標を掲げ、地域の脱炭素の取組み加速化のため「地域脱炭素ロードマップ」を策定したことを受け、同ロードマップで示された7つの個別分野をベースに、岐阜県の状況を踏まえ、重点的に取り組む分野として下記の9分野に再整理
- この9分野を2022年度(令和4年度)中に改定する県全体計画の骨子と想定し、今後、各分野の取組みを最大限加速化

「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた岐阜県の施策体系



(参考) 地域脱炭素ロードマップと県の施策体系の分野比較

※岐阜県温室効果ガス排出抑制推進本部員会議(令和3年11月)において決定



<改定の概要>



1 改定項目

現行計画の項目	改定内容	改定根拠
第1章 総論	<ul style="list-style-type: none"> ・計画改定以降の国内外の脱炭素に関する動き等の追加 	改正温対法(R3.5) 地域脱炭素ロードマップ(R3.6) 改正温対計画(R3.10) 改正適応計画(R3.10)
第2章 岐阜県の気候変動の現状将来予測	(変更なし)	
第3章 温室効果ガス排出量の推計要因分析	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年度以降の温室効果ガス排出量の推計要因分析の更新 	都道府県別エネルギー消費統計の改定(R2.12)
第4章 温室効果ガス排出削減目標	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年度温室効果ガス排出削減目標の2013年度比で46%削減以上への見直し 	改正温対計画(R3.10) 知事表明(R3.12)
第5章 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出削減目標を達成するための対策・施策の追加 ・施策の進捗管理指標(KPI)の設定 ・施策の9分野での整理 ・「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」の一部改定に伴う施策の追加 	改正温対法(R3.5) 地域脱炭素ロードマップ(R3.6) 改正温対計画(R3.10) 本部員会議による決定(R3.11)
第6章 気候変動の影響予測とそれに対する適応策	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に関する動き等の見直し 	IPCC第6次報告書(R3.8) 改正適応計画(R3.10)
第7章 計画の進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗管理の方法の変更 (岐阜県温室効果ガス排出抑制推進本部に諮ることを追加) 	本部員会議による決定(R3.5)
(新規追加の検討) 環境配慮基準 (都道府県基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の促進区域の設定に関する都道府県基準追加の検討 	改正温対法(R3.5)

2 削減目標値の設定方法（案）

<積上げ方式>

- 温室効果ガス排出削減目標46%を目指すための国の「地球温暖化対策計画」の施策のうち、
都道府県が実施することが期待される施策(=国しかできない施策を除いたもの)の2030年度の温室効果ガス排出削減見込量を岐阜県分に按分(※)

<施策の例>

再生エネの最大限導入、省エネ設備・機器の導入促進、フロン対策、次世代自動車の普及啓発・インフラ整備

※「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」の指標を用いて按分
(指標例:製造品出荷額、世帯数、人口など)

- 他の県計画に記載のある施策については整合を図る

<施策の例>

再生可能エネルギー創出量(県エネルギービジョン(令和4年3月策定予定))

(参考)削減目標の設定方法のイメージ

【国の温対計画】

■国のみの施策

- ・火力発電の高効率化
- ・航空、海上輸送等の脱炭素化
- ・二国間クレジット制度の推進 等

国のみの施策

■県の施策(国が都道府県に期待している施策)

- ・再生可能エネルギー熱の利用
- ・トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上
- ・水道事業における省エネ、再エネ対策
- ・LED道路照明の整備
- ・農地土壌炭素吸収源対策 等

県の現行計画では記載していない施策
⇒改定時に検討・追加必要

【県の現行計画】

■県の施策(現行計画に記載済みの施策)

<国の温対計画に含まれる施策>

- ・温室効果ガス排出削減計画書等の評価制度の導入
- ・県有施設での再エネ電力の導入
- ・家庭向け再エネ由来電気のグループ購入
- ・公用車への次世代自動車の導入
- ・家庭ごみの減量化推進
- ・森林吸収源対策 等

<県独自の施策>

- ・次代の人材育成
- ・ペーパーレス会議の推進
- ・環境学習ポータルサイトの構築
- ・テレワークの推進 等

現行計画に記載済みのうち
国の温対計画に含まれる施策
⇒取組み強化の検討必要

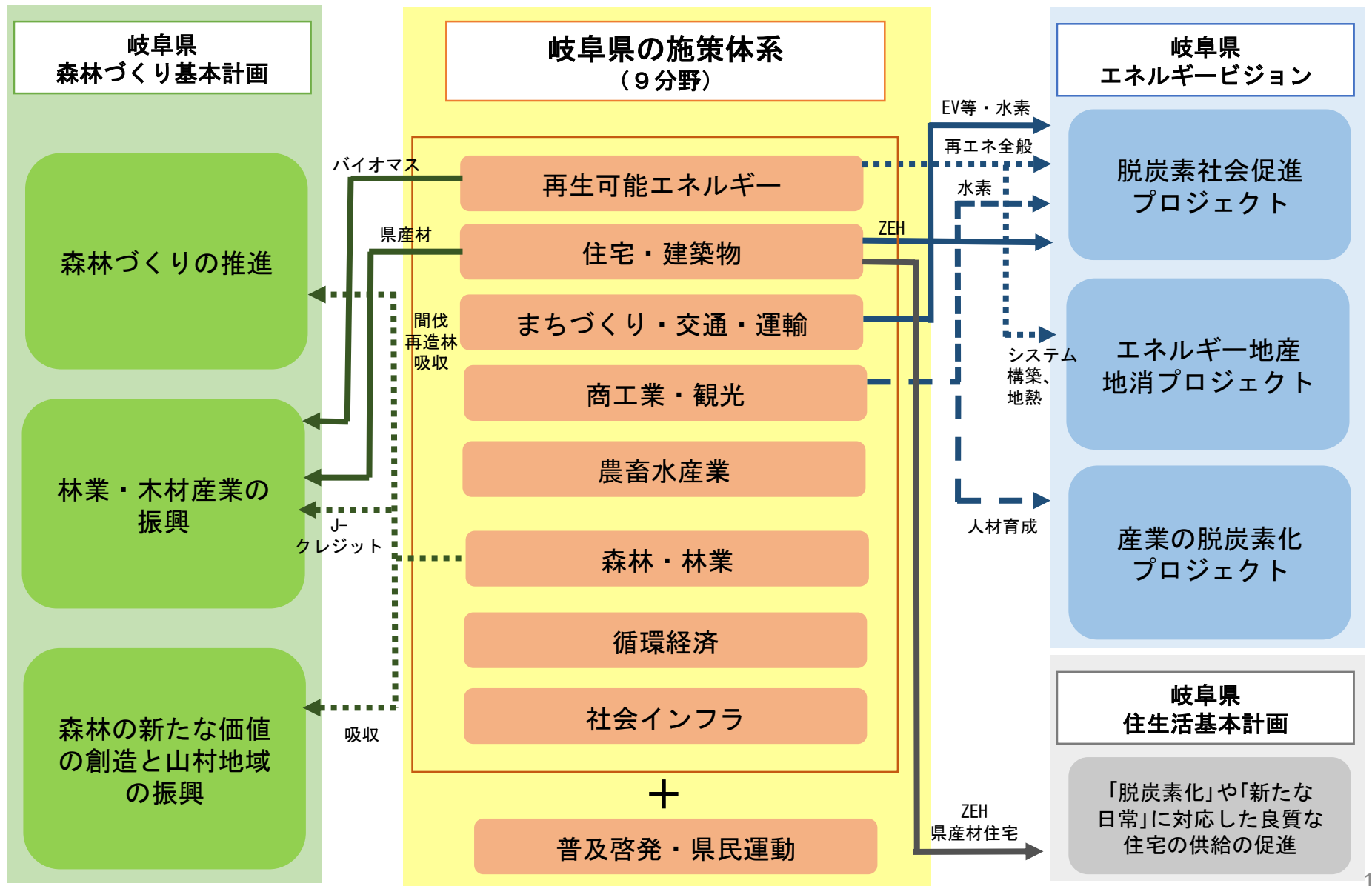
現行計画に記載済みのうち
県独自の施策

国の温対計画記載の国の施策(国▲46%目標)

国の温対計画記載の県に期待される施策

県の現行計画記載の施策
(県▲33%目標)

3 施策体系の9分野と他の県計画との関連



4 令和4年度施策(9分野別)(案)

※最新のR4施策は現在予算要求中のため、ここでは「第2回県温室効果ガス排出抑制推進本部員会議(R3.11.18)」資料より抜粋

●：県の率先実施の取組み

1 再生可能エネルギー

- 県有施設への太陽光発電設備の導入促進
- 県有施設の再エネ由来電力への切替
- 市町村と連携した県民向け太陽光発電設備等導入補助金の新設
- 農業水利施設を活用した小水力発電施設の適正運用に向けた調査及び整備

2 住宅・建築物

- 新県庁舎のエネルギー使用状況のBEMSによる分析・管理
- 県庁舎及び高等学校等における照明LED化等、省エネ設備の導入
- 県産材による木造住宅の建設促進
- 省エネ住宅を新・改築した場合に要する経費の補助

3 まちづくり・交通・運輸

- 公用車への次世代自動車導入
- 新県庁舎のEV充電設備の設置
- 水素自動車(FCV)の普及
- 水素ステーションの整備促進
- 地方鉄道の維持確保対策の促進
- バス交通網の維持確保対策の促進
- 地域公共交通の効率化・利便性向上・運行管理合理化及びMaaSや自動運転技術の基盤整備

【ご意見を伺いたいこと】 p10~13
・県の削減目標(46%以上)
・そのために必要となる施策の追加・強化(9分野別)

4 商工業・観光

- 温室効果ガス排出削減計画の評価制度創設
- 温室効果ガス排出削減に向けた事業者支援
- 自動車の電動化に向けた支援
- EMS等の導入促進
- 次世代エネルギー産業コンソーシアムによる技術開発等の促進
- サステナブル・ツーリズムの推進

5 農畜水産業

- 「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた有機農業の推進
- ぎふ清流GAP、有機JASに取り組む農業者への支援

6 森林・林業

- 間伐や皆伐後の再生林の推進
- 早生樹やエリートツリーの植樹
- 未利用材の有効活用のための搬出費用の一部助成
- 県営林のJ-クレジット認証取得

7 循環経済

- 環境に配慮したプラスチック製品の普及促進
- 食品ロスを減らす取組み「ぎふ食べきり運動」の推進
- 未利用食材を寄附する「フードドライブ」の推進

8 社会インフラ

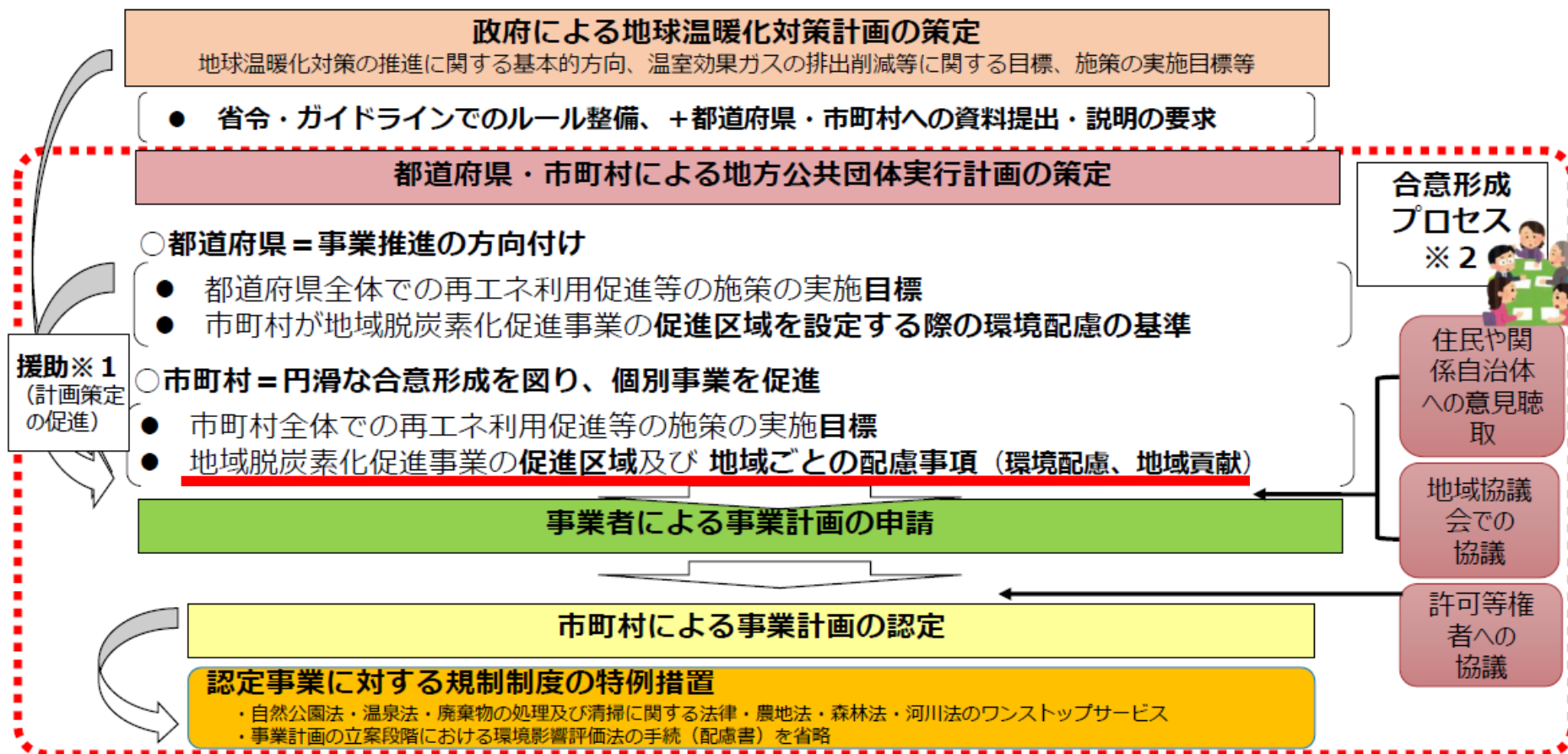
- 県営水道施設の省エネ化、再生可能エネルギーの導入推進
- 木曾川右岸流域下水道の温室効果ガス削減計画の策定
- 県管理道路上のトンネル照明、信号機のLED化

9 普及啓発・県民運動

- オール岐阜による脱炭素の推進に向けた連携の促進
- ライフスタイルの変容を促す普及啓発活動(ぎふ清流COOL CHOICE)の展開
- デジタル技術を活用した環境学習支援の強化(環境学習ポータルサイトの運営)
- カーボンオフセット及びJ-クレジット制度への理解促進
- 「地域循環共生圏」形成に向けた市町村・団体・企業等による推進母体設立の支援

5-1 促進区域について(全体のイメージ)

改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について(2)



※1 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努める(第22条の12)。

※2 住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取(第21条第10項及び第11項)や、協議会が組織されているときは当該協議会における協議が必要(第21条第12項)。協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。

5-2 促進区域について(地域脱炭素化促進事業)

「地域脱炭素化促進事業」制度の趣旨

- 「地域脱炭素化促進事業」制度の趣旨は、再エネ事業について、**適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつなげ、地域と共生することで、円滑な合意形成を図りながら、地域への導入を促進すること。**その際、再エネは**地域資源**であり、その活用は、**地域を豊かにし得るもの**との認識が重要。
- 地域脱炭素化促進事業に係る「促進区域」・「地域の環境の保全のための取組」・「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」（以下「促進区域等」）の設定は、再エネ導入拡大に向け、円滑な地域合意形成を促す**ポジティブゾーニングの仕組み**であり、国や都道府県が設定する環境保全に係るルールに基づき、地域における合意形成を図りながら市町村が促進区域等を設定することにより、地域のオーナーシップの下、**事業の候補地や調整が必要な課題の見える化がなされ、予見可能性を高めるもの。**

<地域脱炭素化促進事業における再エネ施設>

太陽光、風力、地熱、バイオマス、中小水力

5-3 促進区域について(都道府県、市町村の役割)

改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について(1)



1. 都道府県の地方公共団体実行計画制度の拡充

(1) 都道府県は、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする(第21条第3項)。

(施策のカテゴリ: ①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成)

(2) 都道府県は、地方公共団体実行計画において、**地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し**、省令で定めるところにより、市町村が定める**促進区域の設定に関する基準を定める**ことができる(第21条第6項及び第7項)。

2. 市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充

(1) 指定都市・中核市・特例市は、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする(第21条第3項)。

(2) **上記以外の市町村も、(1)の施策及びその実施に関する目標を定めるよう努める**こととする(第21条第4項)。

(施策のカテゴリ: ①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成)

(3) **すべての市町村は**、上記の事項を定めている場合において、協議会も活用しつつ、**地域脱炭素化促進事業(※1)の促進に関する事項**として、**促進区域(※2)**、**地域の環境の保全**のための取組、**地域の経済及び社会の持続的発展**に資する取組等を定めるよう努めることとする(第21条第5項)。

3. 地域脱炭素化促進事業の認定

(1) **地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は**、事業計画を作成し、**地方公共団体実行計画に適合すること等について市町村の認定を受ける**ことができる(第22条の2)。

(2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、**関係許可等手続のワンストップ化(※3)**や、**環境影響評価法**に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略といった**特例**を受けることができる(第22条の5～第22条の11)。

※1 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設(地域脱炭素化促進施設)として省令で定めるものの整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの(第2条第6項)。

※2 環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準に従い、かつ、都道府県が定めた場合においては都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準に基づき定めることとなる。(第21条第6、7項)

※3 自然公園法に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、温泉法に基づく土地の掘削等の許可、廃棄物処理法に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の形質変更届出、農地法に基づく農地の転用の許可、森林法に基づく民有林等における開発行為の許可、河川法に基づく水利利用のために取水した流水等を利用する発電(従属発電)の登録。

5-4 促進区域について(国・都道府県の基準)

再エネ施設(太陽光、風力、地熱、バイオマス、中小水力)ごとに、促進区域とすることが適切でないエリア、促進区域設定時に考慮すべき環境配慮事項を提示



【参考】環境配慮の体系

【国（環境省）の基準】

(環境省令①：改正法第21条第6項)

- 環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、いずれの市町村も共通して遵守すべき基準
⇒促進区域から除外すべきエリア、促進区域設定時に配慮すべき事項等を規定

【都道府県の基準の定め方】

(環境省令②：改正法第21条第7項)

- 都道府県が定める地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮すべき基準の定め方
⇒地域特性を踏まえた配慮すべき事項の選定方法、文献情報の収集手法、保全すべきエリアの抽出方法等を示す

従い、市町村が設定

即して、都道府県が定める

踏まえて、都道府県が定める

【都道府県の基準】(任意) ※地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定める。

踏まえて、都道府県が定める

【協議会】(改正法第22条)

- 地方公共団体実行計画の策定・実施に必要な協議の場合
⇒関係行政機関、地方公共団体、先行利用者、地域住民、有識者、事業者等で構成

【地方公共団体実行計画マニュアル等】(技術的助言)

- 国の基準(環境省令①)で示された、促進区域から除くべき、または、促進区域設定時に配慮が必要な保全・保護区域等の解説
- 都道府県の基準の考え方(環境省令②)で示された地域特性を踏まえた配慮すべき事項やその基準の定め方の解説
- **地域の環境保全のための取組の考え方**(改正法第21条第5項第5号イ)
※環境保全の観点以外の、社会的配慮の考え方も示すことを想定

議論を踏まえて、市町村が設定

基づき、市町村が設定

踏まえて、市町村が設定

踏まえて、市町村が検討・実施

【**促進区域**】※事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるよう区域を選定

【市町村が定める「**地域の環境保全のための取組**」】※事業において講じるべき環境保全措置等(配置、規模の条件等)

【市町村が定める「**地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組**」】

5-5 促進区域について(国の基準(環境省令))

国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、**全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準**を定める。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案(概要) <抜粋>

(1) 促進区域の基準

イ 促進区域に以下の区域を含めないこと

- ① 自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- ② 自然公園法に基づく国立公園又は国定公園の地域であって、特別保護地区及び海域公園地区並びに同法施行規則に基づく第1種特別地域(地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く)
- ③ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく国指定鳥獣保護区であって、特別保護地区
- ④ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「種の保存法」という。)に基づく生息地等保護区であって、管理地区

ロ 促進区域に次に掲げる区域が含まれる場合にあっては、当該区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがない(促進区域の設定に当たり地域の環境の保全のための取組として当該支障を回避するための適切な措置を位置付ける場合を含む)と認められること

- ① 自然公園法に基づく国立公園又は国定公園の地域であって、イ②以外のもの
- ② 種の保存法に基づく生息地等保護区であって、監視地区
- ③ 砂防法に基づく砂防指定地
- ④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域
- ⑤ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域
- ⑥ 森林法の規定により指定された保安林であって、環境の保全に関するもの

ハ 促進区域の設定により、次に掲げる環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがない(促進区域の設定に当たり地域の環境の保全のための取組として当該支障を回避するための適切な措置を位置付ける場合を含む)と認められること

- ① 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の生息・生育への支障
- ② 騒音等による生活環境への支障

<市町村が設定可能な促進区域の範囲>

その他のエリア

市町村が考慮すべき
エリア・事項(ロ・ハ)

除外すべき
エリア(イ)

【ご意見を伺いたいこと】 p14~18

・市町村による促進区域の設定を進めるためのポイント、
アドバイス(県の基準設定の必要性含む)

<当面の県の対応(案)>

- ・国の全国一律の基準に加え、県の基準を設定する必要性について、県関係部局や市町村の意見、他都道府県の状況を踏まえ、検討を進める
- ・市町村による促進区域の設定が進むよう、県関係部局等と調整を行う